

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部支部長桃田美恵から争議行為を行う旨平成20年9月19日次のとおり通知があった。

平成20年9月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

香川支部318号2008年7月2日付要求事項

- (1) 退職者の補充は正規職員で行うこと。
- (2) 全ての病棟を中・夜勤3・3体制とし、西4病棟、西5病棟及び東3病棟の中勤を4人体制とすること。
- (3) 手術室に必要な人員を配置し、1名正規職員を増員すること。
- (4) 放射線科に2名正規職員を増員すること。
- (5) 検査科に2名正規職員を増員すること。
- (6) 西3病棟を正常新生児を含めた看護体制とすること。
- (7) 委員会に関わる活動および研修会等については時間外を認めること。
- (8) 希望する嘱託職員を正規採用すること。
- (9) 労働基準法・労働者派遣法を遵守すること。
- (10) 研究・委員会のために使用するノートパソコンを各部署に1台ずつ設置すること。
- (11) 認定資格支援金制度を改めること。

2 日時

平成20年10月1日午前0時から本問題完全解決に至るまでの期間

3 場所

香川県丸亀市城東町3丁目3-1

独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。